

○宮崎大学教育学部講師選考規程

〔 平成 28 年 4 月 1 日  
制 定 〕

第 1 条 国立大学法人宮崎大学基本規則第 23 条に基づき、教育学部講師の採用のための選考はこの規程による。

第 2 条 講師となることができる者は次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、准教授に準ずる教育を実施できると認められる者とする。

- (1) 博士あるいは修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (4) 芸術、体育においては、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。